

長崎県対馬歴史研究センター資料取扱規程（抜粋）

（令和3年4月1日制定）

（目的）

第1条 この規程は、長崎県対馬歴史研究センター（以下、「研究センター」という。）が収蔵する資料（以下、「資料」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において資料とは、研究センターが預かり、又は寄贈・寄託を受けた資料、並びに購入（予定を含む。）した資料をいう。

（資料の掲載・放映）

第10条 資料の掲載・放映は、利益が発生しない用途に限って許可するものとする。ただし、所長が特別に認める場合はその限りではない。

2 資料を掲載・放映しようとする者から、あらかじめ申請書（様式第11号）の提出を受け、承諾書（様式第12号）を交付するものとする。

3 前項の資料が寄託資料の場合は、所有者の承諾書（様式は任意）を添付しなければならないものとする。